

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県伊勢原市長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金事務は、国民年金法(昭和34年法律第141号)等、国民年金市町村事務処理基準に基づき、国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者等からの届出書や申請書、申出書の受理、所得・連帯納付義務者の確認、年金請求者の裁定請求書や年金受給者の所得状況届の受理・所得等の確認、届出書等の日本年金機構への送付及びその他の法定受託事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記法律及び、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①国民年金の第1号被保険者の資格の取得・喪失・種別の変更に係る届出②氏名・住所の変更に係る届出③死亡届出④任意加入被保険者資格取得・喪失申出書の届出⑤基礎年金番号通知書再交付申請⑥付加保険料納付・納付辞退申出⑦保険料免除理由該当・消滅届出⑧保険料免除及び納付猶予申請⑨保険料学生納付特例申請⑩各種年金裁定請求⑪未支給年金請求⑫受給権者死亡届⑬受給権者現況届⑭老齢福祉年金に関する受付事務⑮年金生活者支援給付金に関する事務
③システムの名称	国民年金システム、庁内基本状況連携システム、個人住民税システム 中間サーバー、可搬型照会用窓口装置
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊勢原市 総務部 文書法制課 259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 電話番号 0463-94-4867

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊勢原市 保健福祉部 保険年金課 年金係 259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 電話番号 0463-94-4520
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。</p> <p>マイナンバーの紐付けについては、氏名や生年月日などの情報と併せて確認することを基本とした上で、複数人で確認を行った上で紐付けを行いその確認記録を残すこととしている。</p> <p>とくに年金事務については、マイナンバーの確認から紐づけまでの事務をマニュアル化し、人為的ミスに対し対策を講じている。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [9) 従業員に対する教育・啓発] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。 併せて、情報セキュリティ監査計画に則した年に1回以上の情報資産に対する自己点検を実施し、適切に特定個人情報が管理されることを確認している

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金事務は、国民年金法(昭和34年法律第141号)等、国民年金市町村事務処理基準に基づき、国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者等からの届出書や申請書、申出書の受理、所得・連帯納付義務者の確認、年金請求者の裁定請求書や年金受給者の所得状況届の受理・所得等の確認、届出書等の日本年金機構への送付及びその他法定受託事務をおこなう。 特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、次の事務に使用する。 ①国民年金の第1号被保険者の資格の取得・喪失・種別の変更に係る届出 ②氏名・住所の変更に係る届出 ③死亡届 ④任意加入被保険者資格取得・喪失申出書の届出 ⑤年金手帳再交付申請 ⑥付加保険料納付・納付辞退申出 ⑦保険料免除理由該当・消滅届 ⑧保険料免除及び納付猶予申請 ⑨保険料学生納付特例申請 ⑩各種年金裁定請求 ⑪未支給年金請求 ⑫受給権者死亡届 ⑬受給権者現況届 ⑭老齢福祉年金に関する受付事務 ⑮年金生活者支援給付金に関する事務	国民年金事務は、国民年金法(昭和34年法律第141号)等、国民年金市町村事務処理基準に基づき、国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者等からの届出書や申請書、申出書の受理、所得・連帯納付義務者の確認、年金請求者の裁定請求書や年金受給者の所得状況届の受理・所得等の確認、届出書等の日本年金機構への送付及びその他法定受託事務をおこなう。 特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、次の事務に使用する。 ①国民年金の第1号被保険者の資格の取得・喪失・種別の変更に係る届出 ②氏名・住所の変更に係る届出 ③死亡届 ④任意加入被保険者資格取得・喪失申出書の届出 ⑤基礎年金番号交付申請 ⑥付加保険料納付・納付辞退申出 ⑦保険料免除理由該当・消滅届 ⑧保険料免除及び納付猶予申請 ⑨保険料学生納付特例申請 ⑩各種年金裁定請求 ⑪未支給年金請求 ⑫受給権者死亡届 ⑬受給権者現況届 ⑭老齢福祉年金に関する受付事務 ⑮年金生活者支援給付金に関する事務	事後	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令の公布により文言を変更
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム MICJET番号連携サーバー 庁内基本状況連携システム 個人住民税システム 中間サーバー	国民年金システム MICJET番号連携サーバー 庁内基本状況連携システム 個人住民税システム 中間サーバー	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法9条第1項、別表第1の31項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)	番号法9条第1項、別表第1の31項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)	事後	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令の公布により文言を変更
平成29年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 細野 徹	保険年金課長 細野 徹	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年6月30日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊勢原市 総務部 文書法制課 259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 電話番号 0463-94-4711	伊勢原市 総務部 文書法制課 259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 電話番号 0463-94-4711	事後	組織改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年6月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月30日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	しいき値の見直しに係る変更
平成29年6月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱数 いつの時点の計数か	平成29年4月30日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	しいき値の見直しに係る変更
令和1年6月28日	IV リスク対策	項目追加	項目追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため事前の提出、公表が義務づけられていない。
令和1年6月28日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長	保険年金課長	事後	特定個人情報保護評価書に係る様式の一部変更に伴う変更
令和1年6月28日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊勢原市 総務部 文書法制課 259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 電話番号 0463-94-4867	伊勢原市 総務部 文書法制課 259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 電話番号 0463-94-4867	事後	電話番号の変更であり重要な変更には該当しない。
令和1年6月1日	8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	伊勢原市 保健福祉部 保険年金課 年金係 259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 電話番号 0463-94-4520	伊勢原市 保健福祉部 保険年金課 年金係 259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 電話番号 0463-94-4520	事後	電話番号の変更であり重要な変更には該当しない。
令和2年6月26日	II しいき値判断項目 2. 取扱数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	しいき値の見直しに係る変更
令和2年6月26日	③システムの名称	(削除)	(削除)	事後	所要の削除
令和4年6月30日	I 関連情報②事務の概要	⑤年金手帳再交付申請	⑤基礎年金番号通知書再交付申請	事後	交付様式の変更であり重要な変更には該当しない
令和4年6月30日	I 関連情報③システムの名称	国民年金システム 庁内基本状況連携システム 個人住民税システム 中間サーバー	国民年金システム 庁内基本状況連携システム 個人住民税システム 中間サーバー 可搬型照会用窓口装置	事後	
令和6年12月27日	I 関連情報 2. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法9条第1項、別表第1の31項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)	番号法第9条第1項 別表46の項	事後	番号法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和6年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和6年12月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託	十分である	委託しない	事後	委託なしのため変更
令和6年12月27日	IV リスク対策	項目追加	項目追加	事後	R6年10月1日からの基礎項 目評価書の様式変更に伴う追 加であるため事前の提出、公 表が義務づけられていない。